

一般購入条件

Sibelco グループ

- 1. 定義**

「**SIBELCO**」とは、発注を行う Sibelco グループの法人を意味する。

「**物品**」とは、注文で明示された物品(物品あるいはそれらの一部の任意の分納を含む)、第1次製品および/または貿易財を意味する。

「**注文**」とは、物品および/または関連サービス(ある場合のみ)についての、仕様書とあわせて SIBELCO の発注内容を意味する。

「**第1次製品**」とは、外部で獲得され、Sibelco 生産工程の中で Sibelco 製品を製造するために使用される、天然物、合成物あるいは二次原料を意味する。

「**販売者**」とは、注文を受ける法人を意味する。

「**サービス**」とは、注文に述べられるサービス(ある場合のみ)を意味する。

「**Sibelco グループ**」とは、SCR-Sibelco NV を親会社とする世界的材料ソリューション会社ならびにその子会社を意味する。

「**仕様書**」とは、注文に定めるまたは添付される物品および/(関連)サービス(ある場合のみ)の説明/仕様書を意味する。

「**標準**」とは 14 項(環境、健康および安全性、労働および社会標準)で定義されるとおりの標準を意味する。

「**条件**」とは、これらの購入一般条件を意味する。

「**貿易財**」とは、外部から獲得され、処理を行うことなく再販される第1次製品を意味する。
- 2. 注文**
 - 2.1 注文とは、これらの条件に基づく物品および/またはサービスの購入を行う旨の SIBELCO からの申し出を意味する。販売者が注文を受理した場合、注文は販売者に対する拘束力を有する。
 - 2.2 SIBELCO からの書面による同意がある場合を除き、販売者が独自に課した供給条件、あるいは本条件への修正は無効となる。販売者はこれによって、注文を受理した場合、いかなる注文にも、販売者の独自の供給条件または販売条件は適用されないことを明示的に同意する。販売者と Sibelco の間の物品売買および/またはサービス提供はすべて、注文の条件および本条件によって排他的に管理されるものとする。
 - 2.3 注文の修正を行う場合は、販売者と SIBELCO が書面で相互に同意と確認を行うことが必要となる。
 - 2.4 注文と本条件の間に、任意の矛盾がある場合は、矛盾点については注文が優先されるものとする。
- 3. 数量、品質、遵法上の保証**
 - 3.1 販売者は、SIBELCO に対して以下を保証する：
 - (a) 物品および/またはサービスの数量、品質および仕様書は、注文に述べられた通りあるいは SIBELCO が書面で同意したとおりとすること。
 - (b) 販売者は、物品および/またはサービス提供における製造、パッケージ、販売および納品に関して、すべての適用法令に従うこと。
 - (c) 物品および/またはサービスは、SIBELCO によって提示された目的、または注文が出される時点で販売者に通知される目的に適したものであること。
 - (d) 物品、それらの輸出、輸入、使用あるいは再販、またサービス、その提供あるいはその受理は、任意の第三者の知的所有権を侵害しないこと。
 - (e) サービスは、正当な資格を持ち、訓練を受けた人員によって十分な注意と配慮を行ったうえで提供し、少なくとも一般に容認される業界基準および SIBELCO の健康および安全基準を満たすこと。
 - (f) 販売者は、注文に関して SIBELCO のいかなる従業員にも贈答品を提示しておらず、また提供していないこと。
 - (g) 物品の中に不純物および/または製品内在のオブジェクトが存在しないこと。つまり、アスベスト繊維が混在せず、また高懸念物質 (Substance of very high concern : SVHC) を含んでいないこと。
 - 3.2 別途書面での合意がない限り、保証期間は、物品の SIBELCO への納品日あるいはサービスの SIBELCO による受理から 2 年後に終了する。
- 4. 納品の時間**
 - 4.1 物品および/またはサービスは注文に指定された日付に納品または提供を行う。両者はここに時間は重要であることを認める。SIBELCO は物品および/またはサービスが注文に指定された日付に納品または提供されない場合、受理を拒絶する権利を有する。さらに納期の前倒しまたは遅延が発生した場合、SIBELCO はその他の救済を受ける権利を放棄することなく、注文を取り消すことができる。
 - 4.2 販売者が納期の前倒しまたは遅延の発生を認識した場合は、理由と、予定の受渡日からの前倒しまたは遅延による相違の期間(場合に応じて)を述べたうえで、直ちに SIBELCO に書面で通知するものとする。
- 5. 所有権移転とリスク**

物品の損失または損害のリスク負担は、注文に指定された合意済みの納品条件(INCOTERMS 2020)に従うものとする。納品に先立って物品の代金支払いが行なわれていない限り、物品の権利は納品の時点で移転される。前払いの場合には、支払い時点で物品の権利が SIBELCO に移転されるものとする。
- 6. 梱包とマーキング**
 - 6.1 販売者は、以下に従って物品を梱包し、マークし、発送するものとする：
 - (i) (i)SIBELCO の指示、(ii)化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)、(iii)適用を受ける国内および国際規制、(iv)一般に容認された業界基準および(v)安全性データシート。
 - 6.2 物品はすべて輸送および/または保管中に損傷および汚染(湿気、さび着色、湿気、浸食および衝撃による損害を含み、これらのみには限定されない)を防ぐため適切な梱包を行うものとする。
 - 6.3 危険な物品は、すべての梱包およびドキュメントにわかりやすく警告を明示する必要がある。
 - 6.4 書面で別途合意されていない場合、SIBELCO は販売者に物品の梱包材あるいはパッキン材を返却する義務を負わない。
- 7. 欠陥についての通知**

SIBELCO は、SIBELCO が物品/サービスの任意の欠陥を発見してから、合理的な期間内(少なくとも 14 日間)に販売者に通知する。
- 8. 責任と保証**
 - 8.1 その他救済を制限することなく、物品および/またはサービスが注文に従って納品または提供されなかった場合、SIBELCO は以下の権利を与えられる：
 - (a) SIBELCO が販売者に 7 日以内に注文に従って無料で物品および/またはサービスの修理/再供給を要求する; または
 - (b) その単独の判断により、また販売者に対して物品および/またはサービスの修理/再供給を以前に要求したことがあるかどうかにかかわらず、物品および/またはサービスの注文を取り消し、価格と発生費用の返金、かつ任意の第三者からの物品および/またはサービス購入のための追加費用を要求すること。
 - 8.2 販売者は以下に関して、SIBELCO が被ったまたは SIBELCO に発生したすべての申し立て、損害賠償、責任、直接、間接および結果的損害、費用に対して、SIBELCO を防衛し、補償を行う：
 - (a) 販売者による保証、あるいは本条件に述べられた規定へのなんらかの違反;
 - (b) 物品、それらの輸出、輸入、使用あるいは再販、またはサービス、その提供あるいはその受理が、任意の第三者の知的所有権を侵害するという申し立て;
 - (c) 販売者またはその従業員、代理人あるいは請負業者による物品/サービスの供給または納品における任意の作為または不作為。
- 9. 船積書類**
 - 9.1 すべての関連する連絡書類および船積書類には、注文番号を必ず明示する。
 - 9.2 販売者は(i)適用を受ける国内および国際貿易/関税規則、(ii)SIBELCO の

一般購入条件 Sibelco グループ

指示に従って、船積書類をすべて準備するものとする。

9.3 販売者は、物品の通関ないし受領の遅延を最小化するため、十分に準備した船積書類(適用される場合)を速やかに SIBELCO に提供する。

9.4 クリーンホールタイム(清掃後、次工程で使用するまでの時間制限)を伴う物品の納品では、販売者は SIBELCO から受け取った仕様書に従い可能な限り最良の保護を行うため、任意の輸送手段(例:トラック、列車、飛行機、船舶など)、および必要な予防手段を取る。

9.5 販売者が(i)上記に従わない、または(ii)適切な船積書類を準備しない場合に結果として SIBELCO で発生した追加費用は、販売者が弁済する。

10. 請求と支払い

10.1 納品はすべて、注文に別段の定めがない限り SIBELCO への追加費用なしで行われる。

10.2 販売者の請求書は、(i)注文番号および売手の貨物引渡し通知書番号を明示し、(ii)商品明細、サービス(SIBELCO から要求された場合には説明/タイムカードを含める)、価格、数量、物品の注文と商品番号については、注文の仕様に従う。上記の必要条件に合致しない場合は、請求書を拒絶できる。

10.3 支払いにあたっては、物品および/またはサービスが条件に合致していることの確認が必要となる。ただし SIBELCO によって行なわれた支払いは、物品/サービスの欠陥に関するその権利には影響しないものとする。

10.4 SIBELCO が注文内でその他の方法を指定していない場合、SIBELCO の支払期間は、販売者の当月の正確な請求書の受取からの 60 暦日となる。

11. 不可抗力

11.1 SIBELCO と販売者のいずれも、注文と本条件の下で、大火災、洪水、台風あるいは地震のような不可抗力によって引き起こされたそれぞれの義務の遅延/不履行(物品および/またはサービスの受理あるいは拒絶の遅延/不履行を含み、これらに限定されない)については、履行責任を負わないものとする。不可抗力による影響を受けた当事者は、相手方に任意の不可抗力の発生を速やかに通知し、注文と本条件の下での義務の履行を再開するために合理的なすべての手段を取るものとする。

11.2 不可抗力が 10 暦日の期間続く場合、SIBELCO は販売者に書面による通知を行い、注文を直ちに取消すことができる。

12. 機密

販売者は、注文に関して得られた SIBELCO のオペレーションおよびビジネスについての情報を、もっぱら注文を完了する目的でのみ使用し、また知る必要がある従業員に対してのみ開示し、かつ販売者またはその従業員、代理人あるいは請負業者の瑕疵以外によって公知であったまたは公知となった場合を除き、こうした情報の機密を保持する。

13. 準拠法と仲裁

13.1 注文は、注文を行う SIBELCO 法人が位置する/設立された国の国法によって管轄される。

13.2 SIBELCO と販売者の間の全ての取引について、国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用可能性は除外する。

13.3 注文に関する紛議はすべて、SIBELCO の排他的な選択および判断のうえで、販売者の営業上の本拠または SIBELCO の営業上の本拠の管轄地の法廷で仲裁を行うものとする。

14. 環境、健康および安全性、労働および社会標準

SIBELCO は持続可能な開発の原則に従ってその事業を営み、また国際的に認識された、基本的な環境、健康および安全性、労働および社会標準(集合的に「標準」)に従う。標準は、SIBELCO の事業行動の基礎となり、また SIBELCO が参加する他の任意の企業取引にとって重要である。販売者は標準に従う、または標準と実質的に同等の自社の環境、健康および安全性、労働および社会標準に従い、そのサプライヤーと請負業者の任意の層にもこれらの標準の遵守を義務付けるものとする。Sibelco は、Sibelco が販売者のこの項目の遵守を確認し点検するために適切とみなされる合理的な方法で、販売者の営業行為の監査を行う

権利を有する。SIBELCO のサプライヤー行動規範は、これらの条件の一部を構成する。

15. 安全性データシート(「SDS」)

販売者は、SIBELCO がそれぞれ最新版 SDS を受け取ることを保証するものとする。販売者は、さらに SDS へのあらゆる修正(あるいはラベルを付け変更または義務)を SIBELCO に自動転送するものとする。これらに従った修正部分には、すべて強調を行う。

16. 国内/国際規制および制定法に関する情報

16.1 販売者は、輸送書類と船積書類に、国内および国際規制・制定法(例えば ADR、RID、ADNR、IMDG コード、IATA-DGR など)に従い、物品/サービスおよびそれらの分類に関連する危険について、すべて記録するものとする。

16.2 販売者は、さらに物品の梱包およびラベリングに関する、すべての現行規則および制定法に従うものとする。販売者がこれらの必要条件に従うことを怠った場合、販売者はこの違反から発生するすべての結果に対して責任を負うものとする。

17. 終了

販売者が(i)注文に重要な点で違反し、SIBELCO の単独の合理的な判断で、違反を改善することができないと考えられた場合;あるいは、(ii)違反を改善できるものの、SIBELCO が違反について販売者に通知後、14 日以内に販売者によって改善されなかった場合;あるいは、(iii)破産手続きにかかわった、破産あるいは管財人による財産管理の開始、清算宣告、あるいは販売者に対して破産、財産管理あるいは清算申し立てが行われた場合、SIBELCO は、直ちに(その他の権利を失うことなく)費用を発生させず注文を保留または終了する権利を持つ。

18. SIBELCO のロゴ

販売者は、SIBELCO の表記および商標を、いかなる方法でも、マーケティングあるいはその他において、有効なライセンスを受けていない方法および/または SIBELCO からの書面による事前の承認なく、使用を行わないものとする。

19. 保険

販売者は特に業務、公共および製造物責任保険について、すべての保険慣行に従い、また産業の一般的な条件で、SIBELCO が十分と認めるような保険に自費加入し、維持するものとする。販売者は、SIBELCO から要求があった場合そのような保険の証憑を提示する。疑問の回避のため、保険による保障は、販売者の納品済み物品および SIBELCO に提供済みサービスに対する責任および賠償をいかなる方法でも制限しないものとする。

20. 一般

20.1 販売者は、個人データの処理に関する準拠法(GDPR を含み、これらのみに限定されない)に従うものとする。

20.2 注文またはこれらの条件の規定あるいはその一部が無効であった、あるいは無効、不法、施行不能とみなされた場合、これらを有効、合法、実施可能とするために必要な、最小範囲の修正を行うものとする。こうした修正が可能でない場合は、該当の規定とその一部は削除されるものとする。これらの修正は、注文または条件の残りの部分の有効性および施行には影響しないものとする。

20.3 権利あるいは救済の行使における不履行あるいは遅延(十分な行使を行わないこと)は、これらまたはその他任意の権利あるいは救済の免除、放棄を構成しない。またこれらあるいはその他任意の権利または救済のその後の行使を制限しないものとする。

20.4 販売者は SIBELCO の事前の書面による同意なく、注文の下の権利と義務のいずれかあるいはすべてを割り当て、譲渡、下請け契約、その他の方法で他者に移転しない。